

令和4年分 農業所得の簡易収支内訳書

令和 年 月 日提出

※ あなたの令和4年分の農業所得について別紙具体例を参照のうえ内訳書に記入してください。
 ※ 裏面(農業用機械等の減価償却)は、わかる範囲で記入してください。

住所	上益城郡甲佐町大字	電話番号	
フリガナ		主たる作物名	農園名
氏名			

<所得>

科目		金額(円)
収入金額	販売金額 ①	
	家事消費等 ②	
	雑収入 ③	
	収入計 ④ (①+②+③)	
必要経費	雇人費 ⑤	
	小作料・賃借料 ⑥	
	減価償却費 ⑦	
	主な経費(ア～ナ) ⑧	
	経費計 ⑨ (⑤+⑥+⑦+⑧)	
所得金額 ⑩ (④-⑨)		

<収入>

①販売金額 (内訳)

農産物の種類・品名	作付面積 または数量	販売金額(円)
	a	
	a	
	a	
	a	
小計(①欄へ転記)		

②家事消費等 (内訳)

農産物の種類等	数量	金額(円)
米 (1俵 12,700円)	俵	
野菜 (1人 10,100円)	人	
その他()		
小計(②欄へ転記)		

③雑収入 (内訳)

(農産物の販売以外の収入)

名称	金額(円)
小計(③欄へ転記)	

※雑収入とは…出荷奨励金、農作業受託料、水稻・麦などの共済金、各種助成金、電柱敷地料、経営所得安定対策交付金など

<経費>

⑧主な経費 (内訳)

科目	金額(円)
租税公課 ア	
種苗費 イ	
素畜費 ウ	
肥料費 エ	
飼料費 オ	
農具費 カ	
農業・衛生費 キ	
諸材料費 ク	
修繕費 ケ	
動力光熱費 コ	
作業用衣料費 サ	
農業共済掛金 シ	
荷造運賃費 ス	
土地改良費 セ	
その他の経費	
利子割引料 ソ	
とも補償等 タ	
カントリー利用料等 チ	
	ツ
	テ
	ト
	ナ
小計(⑧欄へ転記)	

⑤雇人費 (支払先内訳)

支払先	作業内容	支払額(円)
小計(⑤欄に転記)		

⑥小作料・賃借料 (支払先内訳)

支払先	面積等	支払額(円)
	a	
	a	
小計(⑥欄に転記)		

※令和4年中に取得された農業用機械等(10万円以上)

農業用機械等の名称	数量	取得年月	取得価額
		.	
		.	

※平成19年3月31日以前に取得された農業用機械等(10万円以上)で現在も使用中のもの(前年末までに減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達しているもの)

農業用機械等の名称	数量	取得年月	取得価額

主な機械の償却率(抜粋)

機 械 名	耐用年数	(ハ) 償却率
軽自動車、荷車、リヤカーなど	4年	0.250
普通自動車	5年	0.200
農業用設備(コンバイン、トラクター、田植機、管理機、噴霧機など)	7年	0.143

※最低限
「農業用機械等の名称」「数量」「取得年月」「取得価額」が必要ですので記入してください。

※減価償却の対象となる機械類を記入してください。

※(申告にお越しの際 税務課のパソコンで自動計算もできます。)

農業用機械等の名称 (10万円以上)	数量	取得年月	(イ)	(ロ)	償却方法	耐用年数	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	未償却残高 (期末残高)	備考 (下取状況等)
			取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額			償却率 又は 改定償却率	本年中 の償却 期間	本年分の 償却費 【(ロ)×(ハ)×(ニ)】	事業 専用 割合		
		年 月 ・ ()	円 ()	円	定額	年		月 — 12	円	%	円	
		・ ()			〃			— 12				
		・ ()			〃			— 12				
		・ ()			〃			— 12				
		・ ()			〃			— 12				
		・ ()			〃			— 12				
		・ ()			〃			— 12				
小 計												

※平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ(イ)のカッコ内に償却保証額を記入します。

農業所得に係る収入・経費の具体例

収入や経費を項目ごとに合計を出して、収支内訳書に記入してご来場ください。

※注意

収支内訳書の準備が不十分の方は申告に時間がかかり、準備を済まされている他の方をお待たせして大変なご迷惑となりますので、収支内訳書の作成ができていない方の申告は受け付けることができません。ご注意ください。

<収入>

科 目	具 体 例
①販売金額	・農産物を農協・市場または個人へ販売した売上金 ※農産物の種類毎に売上金を計上してください。 ※免税所得がある場合は、肉用牛の売却証明書が必要になります。
②家事消費等	・農産物を売らずに家族で食べたり、知人に送ったり、雇い人等に現物支給した分。 例) 保有米、縁故米、自家用野菜、果実など。 ※令和4年の標準金額は下記のとおりです。 自家用米価格(60kg当たり) 12,700円 自家用等野菜(6歳以上/1人当たり) 10,100円
③雑収入	・農産物販売以外の農業に伴う収入金 例) 出荷奨励金、転作奨励金、農作業受託料、受取共済金(水稻・麦など)、各種助成金・補てん金、田畑にある電柱敷地料、経営所得安定対策交付金、従事分量配当金など。 ※JAからの出資配当金は配当所得となりますので、ハガキをご持参ください。

※ 帳簿や領収証などの書類は、5年間(法定帳簿は7年間) 保存することが義務付けられています。

<必要経費>

科 目	具 体 例
ア 租税公課	農業用部分の固定資産税・不動産取得税・自動車税等 ※固定資産税(農業用以外の分)、住民税、国民健康保険税、国民年金等は、経費とはなりません。
イ 種苗費	種もみ・種いも・苗などの購入費
ウ 素畜費	子牛・ひななどの取得費及び種付料
エ 肥料費	肥料の購入費
オ 飼料費	飼料の購入費
カ 農具費	取得価格が10万円未満か耐用年数が1年未満の農機具代
キ 農薬衛生費	農薬の購入費や共同防除費など
ク 諸材料費	ビニール、なわ、ひも、釘などの諸材料費
ケ 修繕費	農機具や農業用自動車などの修理に要した費用
コ 動力光熱費	農業に用いた電気代、水道代、農機具の燃料費
サ 作業用衣料費	作業着、長靴、軍手などの購入費
シ 農業共済掛金	水稻や農業用自動車などの共済掛金 ※生命保険、自宅の火災保険は、経費とはなりません。
ス 荷造運賃手数料	出荷の際の箱代、運賃、市場等に支払う手数料
セ 土地改良費	水利費・土地改良事業の受益者負担金
ソ 利子割引料	農業用機械購入等に係る借入金の支払利息(元金は含まない)
タ とも補償等	集落内の転作等における拠出金
チ カントリー利用料等	農協のカントリー利用料や業者等への乾燥・糶摺り委託料
※上記の経費に当てはまらないものは、「その他の経費」の空欄に具体的にお書きください。	
⑤ 雇人費	農作業に雇った雇人への労賃(手間替えは含まない、現物も換算する) ・生産組合などへの農作業委託料
⑥ 小作料・賃借料	地主に支払う田畑の小作料や農機具の賃借料(現物も換算する)